

令和6年 月 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 伊藤 正次

令和5年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議
結果について

令和6年度第1回及び第2回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等23法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和5年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

別添

令和 5 年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果（案）

令和 6 年 月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 取組全体の評価
- (2) 審議内容

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、令和4年3月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下「連携・活用方針」という。）の令和5年度を取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「連携・活用方針」に基づく2年目の評価となるものであり、評価全般に対し、令和4年度取組評価において、新型コロナウイルス感染症からの想定以上の回復状況により変更を行った目標値等を踏まえた取組の進捗状況を確認し、個別の評価については、方針策定時の現状を下回り、目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるものや、状況の変化により目標値の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「連携・活用方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に、令和4年度から令和7年度までの4か年を取組期間として、実施するものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の3つを取組の柱として、計121の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「連携・活用方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定めるPDCAサイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した121の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に

係る現状・行動計画・指標と4か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

（1）取組全体の評価

ア 「本市施策推進に向けた事業取組」

市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものが約 95%、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが約 95% となっており、目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった一方、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものが約 5%、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが約 5% と、新型コロナウイルス感染症に起因する状況の変化などにより、目標未達成となった課題のある取組も僅かに見られたところである。

イ 「経営健全化に向けた取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが約 97% と、本市施策推進に向けた事業取組と概ね同様の状況となっており、経営健全化が図られている一方、「D 又は E」となったものが約 3% と、経営健全化に向けて課題のある取組も僅かに見られたところである。

ウ 「業務・組織に関する取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが約 97%、「D 又は E」となったものが約 3 %と、概ね適正な状況を保持していると認められる。

上記取組について、令和 5 年度は、令和 4 年度と同様に何れの取組においても一定以上の成果があり、今後も着実な取組の推進が期待されるが、新型コロナウイルス感染症に起因する状況の変化などにより、目標未達成で課題のある取組も僅かに見られていることから、本市施策への影響等も適切に把握しながら、取り巻く状況の変化に的確に対応し、対策を講じるなど、改善に向けた取組も求められる。また、今般の物価やエネルギー価格の高騰など、社会経済状況の変化に伴うリスクを的確に捉え対応する視点も、引き続き必要と考える。

(2) 審議内容

ア 目標未達成となった取組の影響について

＜本委員会の意見＞

全般的には、目標値の変更後においても、着実に取組を進め成果を上げているが、目標未達成で課題のある取組が少ないことにのみ着目し、総括するのではなく、例えば、目標未達成となった取組の事業規模等によっても、市の施策へ与える影響等も異なると思われることから、こうした視点も踏まえた対応をすることも必要と考える。

＜市の見解＞

「連携・活用方針」に基づく取組評価は、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的とし、実施していることから、目標未達成となった課題のある取

組については、その要因分析を的確に行いながら、本市施策へ与える影響等も適切に把握するとともに、市と法人が緊密に連携し、具体的な対策を講じるなど、改善に向けた取組が必要と考える。

イ 出資法人の存在意義等について

<本委員会の意見>

新型コロナウイルス感染症に起因する状況の変化や民間活力の更なる推進など、出資法人を取り巻く状況が一層変化している中、改めて、市の施策展開なども踏まえた法人の役割や存在意義について、整理、検討を行う必要があると考える。

<市の見解>

「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」において、「連携・活用方針」に基づく点検評価により、著しく有効性及び効率性が低下し、状況が改善されない事業が把握された場合は、そのあり方や手法の見直し等を検討することとしている。

出資法人は、独立した事業主体として高い専門性を持ちながら、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで、行政機能を補完・代替・支援するという役割が期待されているところでもあるが、令和8年度を始期とする新たな「連携・活用方針」の策定に向けては、改めて、現状の課題や状況の変化を踏まえながら、「連携・活用指針」に基づき、出資法人が担う公共的な役割の妥当性等を検証し、法人の設立目的や存在意義等も含めて検討する必要があると考える。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の財団本部事業について	・文化芸術施設の稼働率向上や同施設における主催事業の参加者増のための手法として、従来型のアンケート、広報誌等による発信は、受け手市民に十分に届いているのか。SNS 発信、主要駅等での宣伝、マスメディアでの取り上げなどの様々な手を尽くし、民間事業者と伍していくだけのノウハウを活用することが必要不可欠ではないか。 ・老若男女問わず刺さるための宣伝力が問われていると思う。ひとえに、事業を市民の目に止めさせるかが肝要ではないか。関連企業等とのタイアップを目玉として位置付けることも有効ではないか。	効果的に施設や事業を周知するため、チラシに加え、市内の多様な文化イベント情報やギャラリー展覧会情報などを掲載したアートニュースを毎月発行し、誰もが気軽に手にできるよう、多くの人が目にする各区役所や市民館・図書館、学校、市内公共施設をはじめ商業施設などにも配架するとともに、関連するイベント等と連携した周知や財団のWEBサイトへの掲載など、市民に十分に届くことを意識した広報となるよう工夫しています。また、広報動画や SNS での発信など、経費も考慮した効果的な広報となるよう努めています。 今後も、より市民の目に止まるような効果的な広報のため、浮世絵等の文化資源を観光活用することで、観光業との連携など、検討していきたいと考えています。

かわさき市民活動センターの青少年健全育成事業について	わくわくプラザの登録率が目標を下回っていること自体は問題ではなく、わくわくプラザを含めて子どもの居場所が適切に確保されているかが重要であると考えられる。この点からすると、「利用者満足度アンケート」の質問項目のうち、「活動内容は保護者に伝えられている」ことを肯定する回答が 66.9%とやや低い点が気になる。子どもの居場所づくりに関する取組全体の中でのわくわくプラザの位置づけを意識しながら、内容の充実や地域における認知度の向上に努める必要があるのではないか。	青少年の心身の健全な育成を図るため、家庭、学校、地域、行政などと連携し、利用者のニーズに寄り添いながら、子どもの成長を見守り、多世代交流の場づくりはこれからも大変重要と認識しています。 ご指摘いただきましたとおり、事業を開始した当初から、内容の充実につきましては課題であると認識しておりますので、児童の安全な居場所として、入退室情報が保護者へ伝達される入退室管理システムの配信機能を活用した広報の検討など、多種多様な事業展開による内容の充実を図るとともに、併せて、地域の関係団体等の協力を得る中で地域における認知度の向上に努めてまいりたいと考えております。
川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について	・取扱量の減少等や、それに連動する主要な売上高の減少等への対応について、方向性の具体的内容に記載する取組が改善策となっているのか疑問に思われる。これまで対応していなかった SNS の活用に関する検討もよいが、果たしてどれだけの効果を見込んでいるのか。場内事業者の廃業等もあ	本市及び川崎冷蔵(株)が保有する現在の冷蔵・冷凍設備は、古いものでは建設後 25～40 年以上経過しており、卸売市場を取り巻く社会経済環境の変化に十分に対応しきれていないことが、同社の経営動向に影響を与えていると考えています。 川崎冷蔵(株)の安定的な経営の実現に向け、当面は現行施設下における売上確保の取組に努めるとともに、市場内の冷蔵・冷凍設備が時代に合った規模・能力で整備される機能更新の動きに

	る中で、こうした減少分を取り戻すだけのより具体的な取組の記載が必要ではないか。 ・北部市場の機能更新もある中で、中長期的な課題ではあると思うが、法人の在り方に関しても考えていく必要があるのではないか。	合わせて、効率的な業務体制を構築できるよう、本市や PFI 事業者と連携を図りながら取り組んでいくことになります。 また、SNS の活用については、その効果の具体的な数字までは算出しておりませんが、売上増加や企業認知度向上、人材確保等に向けて、積極的に取り組んでいくという趣旨で実施を検討しております。
川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について	かなりの取扱量・稼働率の目標未達が見られるが、「場内事業者の廃業」とは具体的にどれくらいのものか、どのような理由でなのか。	川崎冷蔵（株）の冷蔵・冷蔵庫で比較的大規模に容積建て保管を利用していた水産仲卸業者のうち 1 社が、令和 5 年度に業績不振により廃業し、F 級の 3 6 5 . 2 m³が返還されました。 一方で、令和 5 年度、事業者への営業活動を実施し、SF 級容積建の冷蔵庫について水産仲卸の既存顧客 2 社が規模を拡張、新規顧客 1 社の利用開始につなげており、容積建稼働率の維持・向上に努めるなど、引き続き、事業者の利用拡大に向けて取り組みます。

川崎・横浜公害保健センターの検査・検診事業について	・近隣の医療機関での受診を希望する被認定者が増加したために受診率が目標を下回っていることに表れているように、本事業は歴史的使命を終えつつあると判断することができるのではないか。 ・行政サービスコストの目標値が達成できなかった理由が修繕費等の増加であるとされており、施設・設備の老朽化が懸念される。資産マネジメントの観点からも本事業のあり方を検討する必要があるのではないか。 ・課題感に関しては、取組評価シートに記載されているとおりと認識しており、他の医療機関でも対応できるということは、この法人の存在意義を考えた時に、結果として、法人の廃止という整理もあり得るのではないかと思われる。また、仮に法人を存続させるとしても、存続させると判断できるだけの材料を示した上で判断することが	センターの主な実施事業である検査・検診事業については、公害健康被害被認定者は徐々に減少傾向にあるものの、現在約1,000人おり、そのうち40歳・50歳代が約50%を占めることから、サービスを継続的かつ効果的に受けられることが重要であると考えております。 さらに、昨年6月に策定した「川崎市アレルギー疾患対策推進方針」のもと、気管支ぜん息を含めた幅広いアレルギー疾患に関して、総合的な対策に向けて取組を進めていることから、こうした取組と、センターで実施する一般市民の方も対象とした呼吸機能訓練・呼吸器健康相談との整合を図る必要があります。 議会からは、検査・検診事業が減収傾向にあること、センターで実施する事業を担えるその他の医療機関等が増加していること、相対的にセンターの専門性等が薄れていること、法人の収支不足に対して、限りある基金を原資とした補助金で対応している状況などを鑑みて、本市に対してセンターの在り方を含めて検討するよう要請されたことに加え、今回いただいた御意見を踏まえ、本市施策との整合を図りつつ、横浜市や法人などの関係者と協議を行いながら、様々な観点から、総合的に検討を進めてまいります。
----------------------------------	---	---

	求められるのではないかと。 ・ いずれにしても、法人の在り方に関しては、今後の被認定者数の見込みや、法人における職員の人件費等について、中・長期的な視点でしっかりと分析を行った上で、検討を行うことが必要であると考えます。 ・ 検査可能な民間医療機関が増え、当法人から受診者がシフトしているのは好ましい状況ではないのか。当法人は存在意義を転換していくべきではないかと。	
みぞのくち新都市の魅力あふれる再開発ビルの管理運営について	顧客満足度において調査方法等が変更されたとのことだが、どのような変更をしたのか。	令和4年度は、専門の調査機関（民間マーケティング会社）の生活者パネル調査の対象者のうち、ノクティ周辺の地域に居住しており、かつ、ノクティを利用したことがある方を抽出し、調査機関経由でアンケートを行いました。令和5年度は、アンケート依頼の対象・方法を変更しました。 まず、店内ポスター、リーフレット、ホームページ、ノクティビジョン、デジタルサイネージにより広く告知するとともに、NOCTY メールマガジンにてアンケート依頼を行いました。その上で、性別・年齢等の回答者属性の偏りを解消するため、回答が少

		なかった属性のノクティポイントカード[※]会員のうち、メールアドレス登録者（NOCTY メールマガジン配信希望者）に対して追加依頼を行うという手法をとり、より正確な顧客満足度、ニーズ把握に努めました。
臨港倉庫埠頭のコンテナターミナル管理運営事業について	・新型コロナウイルス感染症の影響等との評価だが、今後のコンテナ取扱貨物量の回復の見通しはあるのか。客観的な実情を確認したい。 ・航空貨物の需要増大なども踏まえれば、本事業について当該法人が担うべきものかなどについて抜本的な検証・検討を行うことが求められるのではないかな。	はじめに、今後のコンテナ取扱貨物量の回復の見通し等についてでございますが、令和6年4月～6月の取扱貨物量は前年同月対比で約20%の伸びを記録している状況であるものの、世界的な情勢としては、パナマ運河の渇水に伴う通航制限や紅海付近の情勢悪化に伴いスエズ運河から喜望峰へのルート変更によりコンテナ不足等のサプライチェーンがまだ復調しておらず、その影響もあって主要港への貨物の集約化などの動きにより川崎港は抜港の対象となっている状況です。 今後、サプライチェーンが安定してくれば、コロナ禍前の水準に緩やかに戻っていくと考え、引き続き既存顧客へのフォローアップ、喪失顧客の再獲得、新規顧客獲得の展示会への出展等ポートセール活動を行ってまいります。 次に、本事業について当該法人が担うべきものかについてでございますが、川崎港におきましては、川崎市港湾局と港湾関連事業者等で構成する官民が一体となって構成する『川崎港戦略港湾

		推進協議会』を中心にポートセールス活動を展開しており、出資法人である川崎臨港倉庫埠頭（株）は、本協議会の一部会であるポートセールス部会（P S 部会）の一員として事業に携わっております。また、当法人は京浜港唯一の港湾運営会社である横浜川崎国際港湾株式会社とともに共同事業体を組み川崎港コンテナターミナルの指定管理者として指定されており、川崎港コンテナターミナルの管理運営に民間のノウハウや活力を導入し、サービスの向上や経費の節減を図るとともに、本市等と連携した積極的なポートセールスを行うことにより、同コンテナターミナルの活性化を図る役割がございます。 そのため、現状は出資法人のコンテナターミナル管理運営事業の評価指標の目標値として川崎港戦略港湾推進協議会全体の目標である年間コンテナ取扱貨物増加量 10,000TEU を掲げておりますが、昨今のコンテナ取扱貨物量の推移に関しては、出資法人の努力等ではなく、外的要因が多大に関係しているため、今後出資法人と協議を重ね、次期「経営改善及び連携・活用に関する方針」策定時においては、コンテナターミナル管理運営事業における当該法人が担うべき成果目標（評価指標）についての検証・検討を行ってまいりたいと思います。
--	--	--

生涯学習財団の寺子屋先生養成事業について	寺子屋先生養成講座受講者満足度が目標を上回る実績を上げている点は評価できるが、令和 6 年度は事業を受託できなかったことから、今後の財団の事業運営への影響が懸念される。事業を受託できなかった理由を精査し、組織運営・事業構想のあり方を見直すことが必要ではないか。	これまでの受託実績により、寺子屋先生養成事業にかかる費用を適切に積算し入札しましたが、今年度は受託には及びませんでした。しかし、本事業は本市の委託事業であり財団の直接的な収益事業ではないことから、事業運営への大きな影響はないものと考えています。 本事業は、市の「地域の寺子屋事業」の事業開始以来、中間支援組織としての強みを活かして市と連携協働し、事業の特性などへの理解を深め、市内小中学校の寺子屋開講に繋げるよう、より効果的・実践的な研修を実施するなど、「地域の寺子屋事業」の進捗に主体的に取り組み貢献してきました。今後も引き続き事業内容や運営方法を見直し適切に費用を積算し、事業を受託できるよう取り組んでいきます。
-----------------------------	---	--

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の自立性の確保について	民間のノウハウを吸収した上で、出資法人としての強みを生かした一過性ではない自立性の確保について、どのような構想をお持ちなのか。財団のアイデンティティがなければ、先行きは厳しいのではないか。民間にゆだねることも視野に旧来の常識にとらわれない運営を検討していただきたい。	誰もが気軽に文化芸術に触れ、多くの市民が文化芸術の楽しさを感じることができるよう、文化芸術活動を振興し、市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進めることが必要であり、文化財団は市の協働のパートナーとして、文化の専門的な組織としての強みを活かし、多彩な文化芸術事業の実施、文化芸術施設の効果的な運営を行うとともに、多様な市民の主体的な文化芸術活動を促進するために、文化芸術に係る中間支援の取組を推進することが求められます。 文化財団は、様々な文化団体や事業者等とのつながりをさらに構築し、事業を幅広く展開することがより効果的と考えますので、事業実施はもとより、川崎の文化芸術を支える人材の育成や、多様な活動主体との連携・コーディネートを行う中間支援の取組強化など、専門的な組織としての役割を担い、本市との連携をさらに深めつつ文化芸術振興を推進するとともに、経費の効率的な執行や事業収益の確保につなげていきたいと考えています。

スポーツ協会の収益性の確保について	令和４年度まで実施していた富士見公園運動施設管理の終了、とどろきアリーナで実施していた教室の縮小などが影響をあたえているようだが、今後、等々力緑地や富士見公園の再編整備によってどのような状況改善が見込めるのか。	「等々力緑地再編整備・運営等事業」及び「富士見公園再編整備事業」は両者とも PFI 事業として進められております。川崎市スポーツ協会はこの事業を受託した構成企業にいずれも参加していないため、施設完成後の管理運営等に参加することは難しく、収益の改善につなげることは困難な状況です。 経営健全化に向けては、財政基盤の安定化を第一に考え、経費や人件費の抑制を図り、好評な事業の拡大や料金設定の見直しの検討による収支の改善に取り組むとともに、業務分担の一部見直しを行い時間外勤務の縮減や、適正な人員配置について検証し、人件費の削減を実施してまいります。
スポーツ協会の収益性の確保について	指定管理の終了等事業収益構造が大きく変化する中、外部収益増（新規獲得）と内部固定費削減に取り組むのは容易ではない。直ちに「赤字事業」を縮小・廃止するべきものではないが、全体では収支バランスをとなければならない。個別にどんな「赤字事業」があり、どれくらいの赤字額であるのか。	主な赤字事業として、多摩川マラソンは、定員が満たなかったこともあり、約 300 万円の赤字額となっております。また、桜本スポーツ教室についても、赤字事業（約 80 万円、人件費を除くと約 50 万円）となっております。 こうしたことから、令和５年度は、新たにスポーツフェスタ事業の受託や、スキー&スノーボード教室など一部事業の料金について適正な価格としましたが、今後も、多摩川マラソンの参加者増に努めるとともに、赤字事業である桜本スポーツ教室については、令和６年度の廃止を予定しております。各事業の利用料金に

		ついても見直しを行うなど、法人として収益性の確保に努めてまいります。
かわさき市民活動センターの法人の自立化や経営の安定化の推進	第5期指定管理の受託施設数が減少したために市からの補助金・委託費以外の収益について令和6年度以降の目標を達成することが困難な状況であるとのことだが、その原因や対応策を検討する必要があるのではないか。	補助金・委託料以外の収益といたしまして、子育て支援・わくわくプラザ事業収益(サービス利用料)及び青少年事業収益(実習生等の受入れに伴う謝礼金)(利用者実費負担)等がありますが、当該収益については、受託施設が減少することにより、それに比した収益(自主財源)が減るという主旨で目標値を変更するものです。 引き続き、子育て支援・わくわくプラザ事業等の運営ならびに周知・広報により、自主財源の確保を図るとともに、当該項目以外の自主財源等についても、一層の増加に向けて検討してまいります。
川崎冷蔵の経常利益の確保について	収益大幅減の中、人件費が想定より増加(800万円程度)とはどのような理由によるものなのか。	これまで、経営改善を進めるため、最小限の組織を基本とした業務体制で運営してきましたが、世代交代に対応し業務執行の安定性・継続性の確保を目的として、1人採用したことなどによります。 今後に向けては、安定的な会社運営を行うため、業務執行の内容・方法等の定期的な点検・確認・指導など、中期事業計画に基づき取組を進め、効率的な業務体制を維持しながら経費の削減に

		努めます。
川崎冷蔵の自立的・安定的な経営の実施について	使用料の減免が令和 6 年度からなくなる中、今後も厳しい経営動向が予想される。目の前の経営努力はもちろん必要だが、国際情勢の変化や物流 2024 問題など、大きな経済環境にも対応していかなければならない。中期経営計画のなかで抜本的な対応策は計画されているのか。	現在の中期事業計画は、自立した経営の確保と場内外事業者へ効果的な営業展開を取組の方向性として、卸売市場や冷蔵・冷凍倉庫を取り巻く令和 4 年度末時点の状況を踏まえ、令和 8 年度末までの 4 年間の計画として、令和 5 年 3 月に策定されたものです。 国際情勢をはじめとする、計画策定後の状況変化に対しては、当面の間は、現在の計画に基づき臨機応変に取り組むとともに、今後は、機能更新の進捗状況や令和 7 年度策定予定の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の内容等も踏まえて対応していきます。 また、今後、電気料金の上昇に対応した利用料金の見直し等により売上高の増加を図り、借入金を完済して安定的な経営環境の整備を進めていきます。
川崎・横浜公害保健センターの効率性の高い業務運営・改善について	法人の存在意義や役割・機能の変化は必ずしも悪いことではなく、好意的にとらえるべき部分もはっきりさせるべきであると考え。そのうえで、事業効率性には不断の努力は必要であり、記載されているような検討をいたずらに先送りすることなく進	「川崎・横浜公害保健センターの検査・検診事業について」における市の見解と同様となります。

	めるべき。	
公園緑地協会の運営の自立性の向上について	新たな「協働の取組」の担い手確保に繋げる取組の中で、中間支援組織として、協会が持つ地域との繋がりや、専門知識はアドバンテージとしているが、これだけでは今後もこの協会を存続させる理由とはならないものとする。他の民間事業者においても、こうしたアドバンテージがないとは必ずしも言えず、また、等々力緑地のコンセッション事業がいよいよ動き出した中で、今後、他の民間事業者の優位性や協会に代わり担える部分が多く出てくると思われる。 現状、公園等の管理に関して、新たな取組の検討をしているとのことだが、取組評価シートに記載のとおりアドバンテージによってのみでは、協会を存続させるだけの理由とはならず、また、市からも一定財政支出があることを考慮しても、協会を引	本市では令和2年度に「パークマネジメント推進方針」を策定し、大規模公園を中心に民間事業者の持つアイデアやノウハウの活用により、収益性の確保や管理運営の効率化が見込まれる公園については、民活導入し、公園課題の解決につなげることでありますが、一方でまとまった収益をあげることが困難な規模の小さい公園については、様々な主体との「協働の取組」を進めることで、保全、利活用など様々な課題の解決を目指すという、等々力緑地等に代表される大規模公園とは別のアプローチを取っています。 「協働の取組」の担い手の中心は地域住民を想定しており、これまで協会が、長年かけて培ってきた地域住民との信頼関係は、民間事業者にはない強みと考えています。一方で、本市の公園管理の課題認識として、地域団体の高齢化等があり、既存の地域とのつながりだけでは、「協働の取組」を持続的なものとすることは困難であり、新たな「協働の取組」の担い手を公園に呼び込み、管理運営につなげる施策が必要です。この施策の推進には、公園の魅力発信、公園利用者間の活動や取組を連携させることなどこれまでの協会の活動の範囲を超えるものがあり、これらに対応す

	き続き存続させることに対して、対外的な説明も含め相応の覚悟が必要ではないか。 このような状況において、仮に協会を存続させる方向性であったとしても、例えば、他法人のような「中期事業計画」などの作成により、行政として、協会の方向性等を具体的に示していくことも必要ではないか。	るための体制をどのように構築するのか、法人自ら示す必要があると考えています。 また、令和５年度から、当期の経常損益が約 4,000 万円の赤字となり、持続的な協会経営が困難な状況です。赤字解消に向けて、市からの財政支出のみに依ることなく、協会自らの経営努力により、改善する計画なしには協会存続の最終判断はできないと考えています。
--	---	--

(3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

意見等特になし。

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔	関東学院大学 法学部長・法学部地域創生学科 教授
伊藤 正次（会長）	東京都立大学 法学部法学科 教授 東京都立大学大学院 法学政治学研究科 教授
内海 麻利	駒澤大学 法学部政治学科 教授
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー 千葉商科大学 商経学部 准教授
黒石 匡昭	PA パートナーズ株式会社 代表取締役／公認会計士

(2) 審議経過

・第1回委員会

令和6年7月4日（木）WEB 併用会議にて開催

・第2回委員会

令和6年7月25日（木）WEB 会議にて開催